

子どもの貧困対策法及び子供の貧困対策大綱の見直しについて

(要望／第1次案)

2019年3月5日

「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク世話人会

私たち「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワークは、2010年4月の発足以来、直接支援に取り組む個人や団体のほか、現に貧困状態にある子どもとその保護者、若者、学生、地方自治体の議員や職員、研究者、メディア関係者が個人として参加するネットワークを通じて、子どもの貧困対策を市民の立場で議論し、子どもの貧困とその解決について知見を深めてきました。今後の議論で生かしていただきたく、これまでの活動と議論の蓄積を基礎に、この要望書を作成しました。

A 基本的な理念

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月26日法律64号。以下、子どもの貧困対策法）を見直す際は、この法律の基本理念として次のことを書き込むよう要望します。

(1) [子どもの権利]

国及び地方公共団体は、家庭の経済的環境にかかわらず、すべての子どもに対して、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）に定める子どもの権利を平等に保障し、一人ひとりの子どもの最善の利益を尊重すること。

(2) [すべての子どもの最善の利益、貧困状態にある子どもの問題解決]

子どもの最善の利益を実現するため、基礎的環境整備としてあらゆる子どもの福利を増進する普遍的な制度・施策を確立するとともに、経済的困窮や社会的・家庭的環境に起因する困難に直面する子どもの必要に応ずる特別な支援を通じて子どもの貧困問題の解決を図ること。

(3) [経済的格差と貧困の元を断つ]

子どもの貧困が社会構造的に生み出されていることを確認し、子どもの貧困問題の解決をその家族や子ども本人の責任に負わせることなく、政府の責務として、また社会的課題として子どもの貧困解決に取り組むこと。

(4) [持続的発展のために]

社会の持続的発展にとっても、子どもの貧困解決は不可欠の課題であること。

B 子どもと家族への貧困対策

現在の子どもの貧困対策法と子供の貧困対策大綱（平成 26 年 8 月 29 日、閣議決定）では「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」が貧困対策の柱とされていますが、子どもの貧困により有効な手立てを講ずるために、次のことに留意して子どもの貧困対策法を改正し、子供の貧困対策大綱を適切に改定してください。

1 労働環境・労働市場の改善

- (1) 親の低所得は、親が働いていないためではなく、働いても子育てに必要な賃金を得られないことや、安定して継続的に働き続けることが難しいことにあります。労働環境と労働市場を改善することなく、親の就労支援だけを行う施策では子どもの貧困を解決することはできません。
- (2) 子育て世帯の親の失業率はきわめて低いにもかかわらず相対的貧困率が高い背景には、賃金が低く、不安定な雇用形態が拡大していることに留意し、「保護者に対する就労の支援」の前提として、最低賃金の引き上げや非正規雇用の解消、働き続けられる職場の確保など、労働環境・労働市場の改善を重視してください。
- (3) あらゆる人が家族との生活時間を犠牲にすることなく働き続ける権利を有すること、また働く親をもつあらゆる子どもが親に養育される権利を有することを確認すること。その際、賃金水準の低さや雇用の不安定性のために多くの勤労者が長時間労働を余儀なくされていることに鑑み、労働と家庭生活とをバランスよく営み、尊厳ある生活をおくることができるよう、長時間労働の規制や最低賃金の引き上げに留意すること。

2 所得再分配の強化

- (1) 自由主義経済による富の分配には、経済的格差の拡大と貧困の生成という欠陥が伴うことを確認し、税と社会保障を通じて所得再分配が適切に確保されること。
- (2) あらゆる段階の教育及び保育の完全無償化や、子どもの成長をサポートする施設や制度の充実を通じて、親の所得や家庭環境に依存することなく、あらゆる子どもに成長と発達の機会が保障されるようにすること。

3 貧困状態にある子どもの自己実現

- (1) 国連子どもの権利委員会がこれまでの総括所見で繰り返し指摘していることを踏まえて、競争主義的教育環境の改善をはかり、すべての子どもが自己の価値を認識するとともに、他者と協力して生きることに価値を見いだせるようにすること。
- (2) 貧困状態にある子どもが自己肯定感・自己有能感・自己の未来への希望と展望をもつことを阻まれる傾向にあることを認識し、子どもの支える施設の設置や職員の配置を進めるとともに、子どもを支える社会的関係の構築を促進すること。

- (3) 経済的困窮以外のさまざまな要因（障がい、虐待、海外にルーツをもつこと、若年出産など）で社会的不利を抱えている子どもが存在することにも留意し、あらゆる子どもの貧困問題を解決し、それぞれの最善の利益が実現されるよう必要に応ずる対策を講ずること。

4 格差・貧困とその解決に関する認識の普及

- (1) 学校教育や社会教育、職場の研修を通じて、また国・地方公共団体の広報や啓発を通じて、あらゆる人々が、①子どもの権利を尊重し、②経済的格差や貧困が生まれる社会的メカニズムとその解決に関する認識を獲得できるようにし、③子どもの貧困解決が社会の持続的発展の不可分の課題であることを認識し、子どもの貧困解決を社会的課題として共有できるようにすること。

5 国及び地方公共団体の責任の明確化

- (1) 国は、子どもの貧困問題解決のために必要な財政措置を継続的に講ずるとともに、地方公共団体が実施する子どもの貧困対策事業に対する財政援助を強めること。
- (2) 都道府県は、地域の実状と現に貧困状態にある子どもとその保護者及び支援者を始めとする地域住民の意向を尊重して、子どもの貧困対策推進計画の策定および定期的な見直しをする義務を有すること。
- (3) 基礎自治体（市区町村）は、子どもの貧困対策推進計画の策定・実施にあたって、現に貧困状態にある子どもとその保護者及び支援者を始めとする地域住民の意向を尊重し、また関係する部署が密接に連携して、現に貧困状態にある子どもとその保護者の必要に応ずる利用しやすい施策を実施すること。
- (4) 国は、子どもの貧困問題解決の目標を明示し、都道府県及び基礎自治体と協力してその達成に務めなければならないこと。その際、その進展状況を客観的に検証できるようにするため、少なくとも子どもの貧困率と貧困ギャップ率の削減目標とその達成年度を法定し、その進展状況を公表すること。とくに、ひとり親の貧困率については、先進国の中で最も高い水準にあることから先進国の平均値並みとする目標を掲げること。

なお、私たちは、子どもの貧困対策についてさらに具体的な提言を行う準備を進めています。子どもの貧困対策法及び子供の貧困対策大綱の見直しにあたっては、私たちの要望に耳を傾け、その実現にご尽力いただきますようお願いいたします。

以上